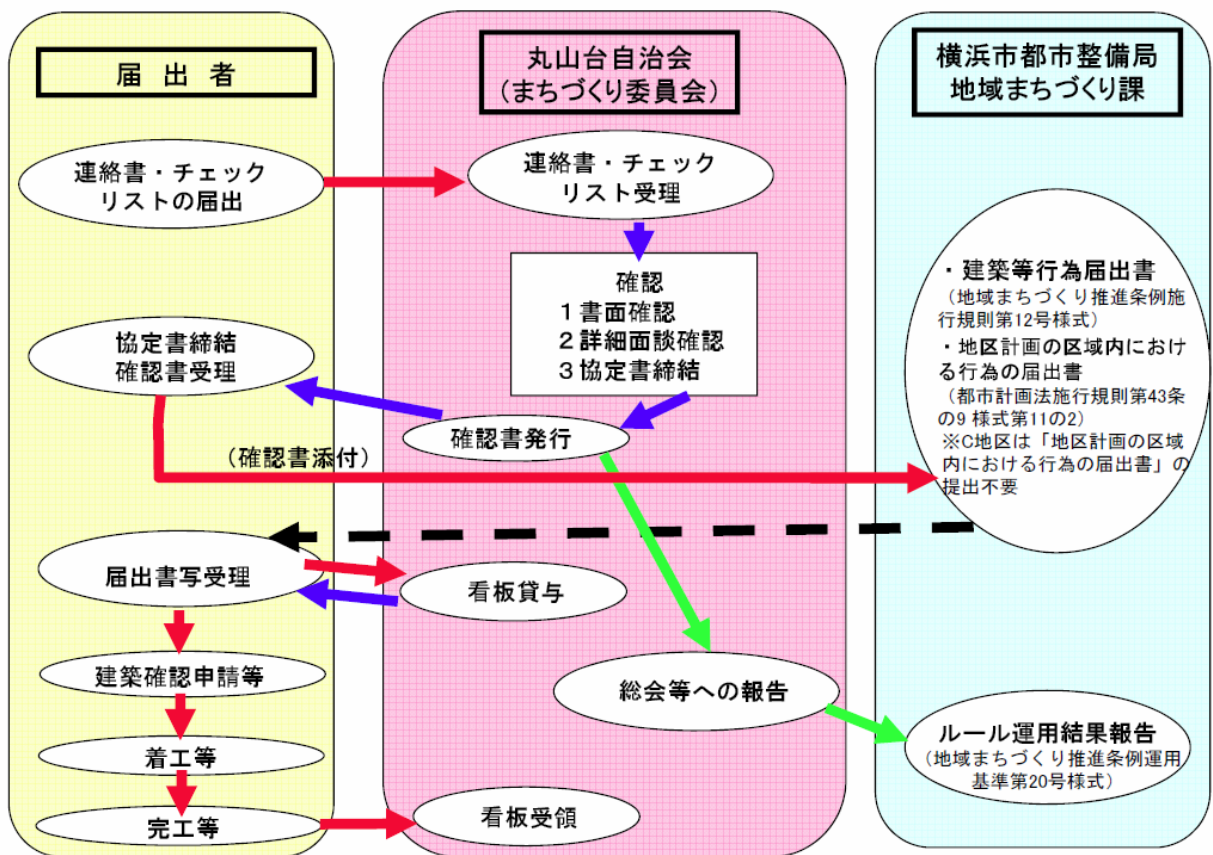


## 丸山台まちづくりガイドライン運用細則

丸山台まちづくりガイドラインに関して、その運用手続き等について次の通り定める。

### 1. 丸山台まちづくりガイドラインの手続きの流れ



### 2. 丸山台まちづくりガイドライン (遵守すべき事項) 第1項に定める「丸山台まちづくり連絡書」の届出について次の通りとする。

「丸山台まちづくり連絡書」の届出を要する場合は次の場合をいう。

- ① 建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第2条第13号に規定する建築  
 <参考>建築: 建築物を新築し、増築し、改築し、又は移転することをいう。と規定している。
- ② 都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第4条第12項に規定する開発行為、宅地造成等規制法 (昭和36年法律第191号) 第2条第2号に規定する宅地造成その他の土地の区画形質の変更  
 <参考>→都市計画法において「開発行為」とは、主として建築物の建築又は特

定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更をいう。  
→宅地造成：宅地以外の土地を宅地にするため又は宅地において行う土地の形質の変更で政令で定めるもの（宅地を宅地以外の土地にするために行うものを除く。）をいう。と規定している。

- ③ 工作物（建築基準法第2条第1号に規定する建築物（以下「建築物」という。）を除く。以下同じ。）の建設及び設置  
〈参考〉→建築物＝土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造物を含む。）とあるのでここでは建築物以外の工作物（看板、電柱など）を指す。
- ④ 建築物又は工作物の外観の変更
- ⑤ 土地又は建築物の用途の変更
- ⑥ 木竹の植栽又は伐採
- ⑦ 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定する屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置  
〈参考〉→④～⑦は、確認申請等の手続きを必要としない事項であるが、丸山台の街並みを守る為に、自治会への届出を必要とすることとする。  
ただし、建物・宅地の維持管理のために行う行為（壁面等の塗り替えや植木等の刈込等）は、届出の範囲外とし、外観・景観の変更を行う場合は届出の対象とする。

### 3. 「丸山台まちづくり連絡書」提出の時期

「丸山台まちづくり連絡書」の提出時期は、以下の①～⑤の届出が必要な場合には、事前協議の上、その届出を行なう1週間とする。①～⑤の届出が不要の場合には、工事着工の1週間とする。

- ① 地区計画の届出（都市計画法第58条の2）
- ② 開発行為許可申請（都市計画法第30条）
- ③ 宅地造成許可申請（宅地造成等規制法第8条第1項）
- ④ 確認申請（建築基準法第6条）
- ⑤ 屋外広告物申請（屋外広告物法第5条、横浜市屋外広告物条例第2条）

### 4. 「丸山台まちづくり連絡書」届出時の留意事項

- ① 丸山台まちづくりガイドライン チェックリスト 別紙1参照  
「丸山台まちづくり連絡書」の届出にあたり、丸山台まちづくりガイドラインの順守すべき事項に対してどのような配慮を行ったか確認するためにチェックリストを作成添付することとする。
- ② 提出先：〒233-0013 横浜市港南区丸山台2丁目9-49  
丸山台自治会 住環境グループ  
TEL：090-6706-8825  
FAX：045-374-3643  
MAIL：infomaruyamadai@snow.ocn.ne.jp  
なお、常駐者はいないので、電話の使用に当たっては留意すること。

### 5. 「丸山台まちづくり連絡書」届出後の手続き

- ① 1次確認（書面確認）：丸山台自治会住環境部で確認し、特に問題が無い場合は「丸

山台まちづくり連絡書 確認書」を届出者に送付する。

- ② 2次確認(詳細面談確認)：詳細事項の確認等が必要な場合は、届出者と面談し必要な対応を依頼する。対応完了を確認した後に「丸山台まちづくり連絡書 確認書」を届出者に送付する。
- ③ 3次確認(協定書締結)：周辺住民への説明了解や周辺交通の安全対策などが必要な場合は、自治会、建築主、施工者の3者協定書を締結するものとし、締結後に「丸山台まちづくり連絡書 確認書」を届出者に送付する。
- ④ 丸山台まちづくり連絡書 確認書 別紙2参照

#### 6. 「丸山台まちづくり連絡対応済み看板」の取り扱い

- ① 3項「丸山台まちづくり連絡書」の提出において、①～⑤の届け出が必要な場合、横浜市都市整備局地域まちづくり課から届出書写を受理した時点で、丸山台自治会住環境部に届出が受理されたことを届け出ること。
- ② 丸山台自治会住環境部は①の提出を確認し、届出者に対し、「丸山台まちづくり連絡対応済み看板」を貸与する。
- ③ 届出者は、着工時点で「丸山台まちづくり連絡対応済み看板」を外部から見る事が可能な位置に完工するまで掲示し続けること。
- ④ 届出者は、完工時点で丸山台自治会住環境グループに対し、「丸山台まちづくり連絡対応済み看板」を返却すること。

「丸山台まちづくり連絡対応済み看板」



## 丸山台まちづくりガイドライン チェックリスト

R1 : 2011/09/04

確認欄	ガイドライン項目	対応状況	自治会欄
<input type="checkbox"/>	建築等を行うに当たっては、建主や建築等の関係者は、近隣住民に対し十分に説明し了解を得る。※注	日時： 相手： 内容：	
<input type="checkbox"/>	近隣に対しプライバシーや、騒音などに十分配慮する。		
<input type="checkbox"/>	建物や塀等の色彩については、原色など刺激的な色彩を避け周辺との調和に十分配慮する。		
<input type="checkbox"/>	宅地の地盤面については、周辺とのバランスを崩さないよう、出来るだけ変更しない。		
<input type="checkbox"/>	擁壁については、関係法規制を遵守した上で、周囲に威圧感を与えないよう十分配慮する。		
<input type="checkbox"/>	垣・塀については、ブロック塀や石塀は避け、出来るだけ生垣とするか、透視性のあるフェンスに植栽を施し、通行に支障がないよう維持管理する。		
<input type="checkbox"/>	敷地内の緑化に努める		
<input type="checkbox"/>	商店については、商品・ごみ等を適切に保管し、歩行者の通行の妨げにならないようにする。又、騒音・振動・臭気等の防止又は抑制、ネオンサイン等の光害防止等、周辺に十分配慮する。		
<input type="checkbox"/>	駐車場として利用する場合には、場内から雨水や土砂が流出しないよう、排水措置を講ずるほか、出入口の位置・構造については安全面に十分配慮する。		
<input type="checkbox"/>	外階段を設置する場合は、近隣に対しプライバシーや騒音に十分配慮した位置・材質等にする。		
<input type="checkbox"/>	共同住宅（アパート、マンション、テラスハウス、貸家等）について、敷地内に、樹木を植え、街並みに調和するように十分配慮する。又、ごみ置き場を敷地内に設置するよう十分配慮する。		

※注：説明を実施した日時、相手、内容等を対応状況欄に記入してください。

丸山台まちづくり連絡書 確認書

確認日 令和 年 月 日

丸山台自治会 住環境グループ  
印

届出者： 様

建築場所：横浜市港南区丸山台

届出日：令和 年 月 日

提出して頂いた丸山台まちづくり連絡書及び添付書類の確認結果を以下にご連絡致します。

<input type="checkbox"/>	ガイドラインに準じた内容であることを確認いたしました。
<input type="checkbox"/>	下記調整事項が完了しましたので、ガイドラインに準じた内容であることを確認いたしました。 <調整事項>
<input type="checkbox"/>	協定書の締結が完了しましたので、ガイドラインに準じた内容であることを確認いたしました。
<input type="checkbox"/>	その他 <調整事項等>

注 1) 届出後に追加修正等が発生した場合は、「丸山台まちづくり連絡書」の修正版をお届けください。

注 2) 工事着工及び工事完了の際にはその旨をご連絡ください。

注 3) 近隣住民等との間に問題が発生する等のことがある場合はその旨をご連絡ください。

以上

丸山台まちづくり連絡対応済看板貸与有無	あり          なし
看板管理番号	No.
看板貸与日	令和 年 月 日
看板返却予定日	令和 年 月 日
看板返却日	令和 年 月 日